

国民健康保険に加入する場合（加賀市）

社会保険の資格喪失後14日以内に国民健康保険加入の届出をしてください。加入の届出が遅れると、国民健康保険税の支払いの機会が少なくなり、1期あたりの負担が大きくなります。

手続きに必要なもの

- ①社会保険の資格喪失日がわかるもの（資格喪失証明書、離職票など）
※離職票の発行が遅れる場合などに健康保険の「資格取得喪失連絡票」の交付をお願いします。
- ②身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ③雇用保険受給資格者証（失業軽減を受ける場合）
- ④通帳および届出印（口座振替手続きをする場合）

様式は加賀市HPでダウンロードできます

□ 納税義務者

世帯主が納税義務者となります。世帯主が後期高齢者医療制度や社会保険などに加入し、世帯員のみが国民健康保険に加入している場合でも、擬制世帯主として世帯主が納税義務者となります。

□ 保険税の計算方法

世帯単位で年度当初または国民健康保険に新規加入したときの状況から年間の税額を算出します。年度途中で国民健康保険資格の得喪がある場合、月末日の国民健康保険資格の有無により月割します。医療分（基礎課税額）、介護分（介護納付金課税額）、支援金分（後期高齢者支援金等課税額）、子ども分（子ども・子育て支援納付金課税額）を算出し、100円未満を切り捨てし合算したものが年税額になります。

□ 非自発的失業者への軽減措置（失業軽減）

会社の倒産や解雇など自ら望まない形で（非自発的理由）で失業した人（離職日時点で64歳以下の人）の前年給与所得を100分の30とみなし算定することにより国民健康保険税を軽減します。軽減期間は離職日の翌日から翌年度末までとなります。

※国民健康保険税額が100分の30となるわけではありません。

※雇用保険受給者であることが条件となります。

（高齢受給資格者および特例受給資格者を除く）

令和8年度 国民健康保険税納期（普通徴収）

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納期限日	令和8年 6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	令和9年 1月4日	2月1日	3月1日	3月31日

国民年金の手続き

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。届出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなったり、受けられなくなったりする場合があります。また、不意の事故や病気で障がいが残ったり、亡くなられたりした際には、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されなくなるおそれがありますので、厚生年金保険に加入していた方が退職された場合は、国民年金の加入手続きを行ってください。

※離職者には免除の制度があります。

保険税の計算方法

令和8年度加賀市国民健康保険税率

	所得割額	均等割額 (加入者1人につき)	平等割額 (1世帯につき)	世帯賦課限度額
医療分	基準所得額 ×7.36%	加入者数×27,600円	20,800円	650,000円
介護分 (40歳以上65歳未満)	基準所得額 ×1.96%	加入者数×10,000円	4,600円	170,000円
後期支援金分	基準所得額 ×2.27%	加入者数×9,200円	6,400円	240,000円
子ども・子育て 支援金分	基準所得額 ×0.29%	加入者数×1,250円 + 18歳以上加入者数×50円	800円	30,000円
合計	基準所得額 ×11.88%	加入者数×48,100円	32,600円	1,090,000円

- ・医療分・・・加入者が医療機関で受けた診療にかかる医療費を支払うために納める分。
- ・介護分・・・40歳以上65歳未満(第2号被保険者)が負担する介護保険料。国民健康保険税の一部として納める分。
- ・後期支援金分・・・後期高齢者医療制度を支えるための負担として納める分。
- ・子ども・子育て支援金分・・・子どもや子育て世帯を社会全体で支えるための負担として納める分。※18歳未満の方の均等割は全額減額され、その減額分について18歳以上の加入者で按分して負担する。
- ・基準所得額・・・加入者の前年の総所得金額等から、基礎控除額を引いた金額。加入者全員について算出。
- ・世帯賦課限度額・・・その世帯に対する医療分、介護分、後期支援分、子ども・子育て支援金分、それぞれの賦課税額の上限となります。

低所得世帯に対する減額等（令和8年度）

納税義務者である世帯主および、その世帯に属する国民健康保険加入者(特定同一世帯所属者^(※1)を含む)の軽減基準所得の合計(65歳以上の公的年金所得者は公的年金等に係る所得から15万円を控除)が次の基準以下の場合、均等割額および平等割額をそれぞれの割合で減額します。

軽減割合	軽減基準所得額(世帯主および同一世帯内の加入者等の前年総所得額)
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下の世帯
5割軽減	43万円+31万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者(※1)数) +10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下の世帯
2割軽減	43万円+57万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者(※1)数) +10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下の世帯

特定同一世帯所属者^(※1)・・・国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、後期高齢者医療制度の被保険者になった後も継続して同じ世帯にいる方。

給与所得者等^(※2)・・・給与所得を有する方や公的年金等に係る所得を有する方。。

・子どもの均等割額減免として、賦課期日(毎年度4月1日)において18歳未満の子どもについて、低所得者に係る軽減(均等割の2割・5割・7割軽減)算定後の均等割額の2分の1を減免します。

・産前産後の減免として、その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分を減額します。

減免額等、詳細については加賀市のホームページをご確認ください。

お問い合わせ先

〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二41番地
加賀市役所保険年金課 国保担当 ☎0761-72-7860(直通)